**一般社団法人熊本県工業連合会 熊志会 加入申込書**

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業情報 | 企業名 | 印 | | |
| 主な製品 |  | | |
| 参加者 | 職名 |  | 氏名 |  |
| TEL |  | FAX |  |
| E-mail |  | | |
| 生年月日 |  | | |

　　　　　※　添付書類：秘密保持契約書（2枚）

《提出先》　〒862-0901　熊本市東区東町三丁目11番38号　熊本県産業技術センター内

　　　　　　　　　　　　一般社団法人熊本県工業連合会　事務局

　　　　　　　　　　　　TEL：096－285－8131　FAX：096－214－2030

秘密保持に関する契約書

株式会社○○（以下「甲」という）と一般社団法人熊本県工業連合会　熊志会（以下「乙」という）は、乙の活動に参加することにより知り得た情報・技術についての秘密情報（以下、「本秘密情報」という）に関し、次のとおり秘密保持契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第１条（目的外使用の禁止）

　　甲及び乙は相手方から開示された本秘密情報を本活動にのみ使用し、他のいかなる目的にも使用しないものとする。

第２条（情報の所有）

　　本秘密情報は開示当事者の所有に属するものとする。

第３条（開示の禁止）

　　甲及び乙は、相手方から開示された本秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による開示当事者の事前の承諾なくして、第三者に開示・漏洩しないものとする。但し、以下の情報についてはこれに該当しないものとする。

　（１）開示当事者から開示を受ける前に既に公知又は公用となっていたもの。

　（２）開示当事者から開示を受けた後に受領当事者の責によらず公知となったもの。

　（３）開示当事者から開示を受ける前に既に保有していたもので、その旨を証明できるもの。

　（４）開示当事者から開示を受けた後に、正当な権原を有する第三者から適法に入手したもので、その旨を証明できるもの。

（５）開示当事者から開示を受けた後に、開示当事者の本秘密情報に依拠することなく受領当事者が独自に開発したもので、その旨を証明できるもの。

第４条（事業の禁止）

　　甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なくして、自己又は、第三者のために本秘密情報に基づく事業を行わないものとする。

第５条（契約期間）

　本契約の期間は　　年　月　日より退会日までとする。

第６条（返還義務）

　　契約期間満了後は、速やかに甲及び乙は相手方に対し、本秘密情報が含まれる書面、図面、試作品等を引き渡すか、若しくは相手方の指示に従い廃棄するものとする。

第７条（契約終了後の秘密保持義務）

　　甲及び乙は、本契約終了後３年間、相手方から開示された本秘密情報を使用し、又は開示してはならない。

第８条（協議）

　本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

本契約書の締結の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各一通ずつを保有するものとする。

年　　月　　日

甲：

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　印

乙: 熊本県熊本市東区東町三丁目11番38号

　一般社団法人熊本県工業連合会　熊志会

　会長　　金　森　元　気　 　　　　　　　　　　　　 印